

知って得する!

## 法律コラム



弁護士 辻悠祐

会社が誹謗中傷された場合の  
実践的な対応について

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応（債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟）が主な取扱い業務。  
千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。（2021年1月1日現在）

柏事務所：〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋老番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所：〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトが  
ご覧になれます。

よつば総合法律事務所の弁護士の辻悠祐です！  
今回は、インターネット上で誹謗中傷された場合の対応について説明します。

架空の事例をもとに、インターネット上で会社に対して誹謗中傷された場合の対応を読者の皆様も考えていただければと思います。

## 1 架空の事例

とある口コミサイトに、「A社の社長は、機嫌が悪いとすぐに従業員を罵倒したり、ひどいときには水をかけたりします。また、女性従業員に対して性的な発言をすることもよくあります。この間も、社長が女性従業員に対して「胸大きいね」といっているところを目撃しました。A社はまるで、セクハラ・パワハラのオンパレードのような会社です。」と記載がありました。

それを見たA社の社長は、身に覚えのない内容だったので、すぐにA社の従業員であるBさんに何とかしてくださいと指示をしました。

## 2 何とかしてくださいと言われたA社従業員のBさんは何をしたらいいのか

## (1) まずはゴール地点を設定する

インターネット上で誹謗中傷された場合、投稿を削除したいだけなのか、それとも投稿者を特定したいのか、投稿者を特定うえで損害賠償請求をしたいのか、投稿者を特定うえで刑事告訴をしたいのかなど様々な選択肢が考えられます。

A社従業員のBさんはまず社長に意向を確認のうえで、何をどこまでしたいのかを確認することが重要です。

## (2) 誹謗中傷の問題を取り扱っている弁護士に相談する

そのうえで、誹謗中傷の問題を取り扱っている弁護士に相談されることをおすすめします。インターネット上の誹謗中傷の問題は特殊な点が多いことから、弁護士に対応を依頼するべきです。また、弁護士以外が誹謗中傷の法的な問題を取り扱うことはできません。

誹謗中傷の問題を扱っている弁護士かどうかはインターネットで検索すれば分かるかと思えます。

弁護士に相談する際は、誹謗中傷の投稿についてURLまで含めたスクリーンショットもしくはプリントアウトした紙媒体を準備のうえで相談していただ

くとよいかと思えます。

## (3) 弁護士に相談のうえでその結果を社長に報告する

弁護士に以下の事項を確認のうえで社長に報告することになります。

- ・削除もしくは発信者情報の開示ができる見通し
- ・手続きの流れ(概要)
- ・弁護士費用
- ・対応にかかる期間
- ・その他注意点

そのうえで社長が弁護士に依頼する意向なのであれば、弁護士に連絡のうえで契約書の締結を行います。

## 3 弁護士介入後の動き

これは、投稿がなされた時期によっても異なりますが、概ね以下のような動きをとります。以下ではかなり簡単に記載していますが、実際は結構複雑な手続きをたどります。

- ・任意で誹謗中傷がなされた運営サイトに対して、投稿の削除と発信者情報の開示を求める  
運営サイトによって任意請求の通りやすさは異なりますが、断られることが多いです。特に発信者情報の開示までは難しいケースがほとんどです。
- ・裁判所に削除の仮処分や開示命令の申立てなどを行う  
こちらは手続きに数ヶ月かかります。また、仮処分が認められ場合には、法務局に担保金を供託手続きにより納める必要があります。
- ・発信者の特定が完了後、損害賠償請求もしくは刑事告訴を検討

## 4 最後に

会社担当者の立場になって、どのような動きをすることになるのかを説明しました。架空の事例では、投稿の内容が虚偽なのであれば、十分削除や発信者情報の開示が認められる可能性があります。その場合は、会社の担当者の方に陳述書の作成依頼をすることもあるかと思えます(投稿内容が虚偽であるということを示す証拠になります。)

インターネット上の投稿は、名前が匿名にできるため、だれにもバレないと考えがちですが、実際のところは、インターネット上に厳密な意味での匿名性はありません。足跡をたどって投稿者にたどり着くことは可能なケースが多いです。